

公共サービスの費用便益分析と 公会計情報の活用

—イギリスにおける公共サービス改革からの示唆—

関西大学教授 馬場 英朗

1. はじめに

2014年に地方公会計の統一的な基準が導入され、2018年3月31日時点で88.2%の地方公共団体が複式簿記に立脚した財務書類を作成している。しかし、財務書類を各種指標の分析に活用している団体は32.6%、施設別・事業別の行政コスト計算書を作成している団体は2.1%にとどまり（総務省 2018）、苦勞して財務書類を作成しても、まだ十分に活用できていないという実態がある。

統一的な基準が導入される以前から、地方公共団体の財政運営に公会計情報が有効に活用されていない、という課題は提起されてきた。その一因として、目時・妹尾（2012：126-127）は、「各事業の効率性を測る場合、当該事業にかかるコストの算定が必要となるが、（中略）行政評価のコスト算定の基礎情報は公会計システムから入手されていない」ため、行政職員が「公会計と行政評価という異なるシステムが併用されていることに疑問を抱いている」と指摘している。そして、小西（2014：43）に述べられているように「実際に財務書類の整備が進むなか

で、地方自治体の関係者はその活用方法がわからないと嘆く」ということも生じており、現在も大きく状況は変わっていないと考えられる。

2. 費用便益分析と公会計情報

財政運営に公会計情報を用いるひとつの方法としては、公共サービスの費用便益分析に活用することが考えられる。例えば、総務省（2016：19-25）においても、事業別・施設別の行政コスト計算書を作成して、費用対効果の分析等を行っている地方公共団体のケースが紹介されている。ただし、これらの事例は、各団体がそれぞれ独自に工夫しながら取り組んでいるものであり、現時点では公会計情報を体系的に活用する方法を提示するには至っていない。

この点について、公共サービス改革が進むイギリスでは、1991年に「グリーンブック」という公共調達の評価に関するガイドラインが公表されており注(1)、そのなかですべての政策的な選択肢に対して、政府と社会に生じる費用と便益を評価するように求めるとともに、公共調達の意思決定者は各々の選択肢の純便益を比較

し、最善の選択に努める必要があるとしている（HM Treasury 2003：第5.8項）。

イギリスでは1980年代以降、財政削減を目的として公共サービスに市場原理を導入するニュー・パブリック・マネジメント（NPM）が進められたが、行き過ぎた市場化によって様々な弊害が生じた。そこで、財政的な側面だけではなく、社会的、経済的あるいは環境的な価値を含めて、最も高いバリュー・フォー・マネー（VFM）を生み出す主体に公共サービスを提供させるために、ペイメント・バイ・リザルツ（PBR）の仕組みが導入されている^{注2)}。

そのため、ここでいう費用便益には、公的部門に属するものに限らず、社会全体に関連するものが含まれており、企業、家計、個人や非営利セクター等に属するものも考慮すべきとされている（HM Treasury 2018:第2.11項）。そして、これらの費用便益は、意思決定における共通した判断基準として用いるために、可能な限り金銭換算すべきとされており（同：第2.12項）、市場価格が得られない等の理由により金銭換算が困難な場合であっても、安易にこれらを排除するのではなく、何らかの評価技術などが適用できないか検討することが望ましいとされている（同：第2.13項）。

日本でも、公共サービスの価値を経済効率性のみに限らず、自然環境の改善や快適性、安心感の向上などを含めて評価するという考え方がすでに検討されている。国土交通省（2009）によれば、公共サービスが及ぼすこれらの多様な価値は非市場財的效果と呼ばれ、その経済的価値を計測することは難しいとされてきたが、便益計測手法の検討が進められてきた結果、そのような効果を便益として測定する事例がみられるようになってきたと指摘されている。

ただし、公的部門全体において、どの程度ま

で多様な費用便益を考慮すべきか、ということに関しては、必ずしも合意が形成されているわけではない。例えば、国土交通省（2018：1）の費用便益分析マニュアルでは、道路を整備するときの便益は、渋滞の緩和や交通事故の減少だけではなく、走行快適性の向上、沿道環境の改善、災害時の代替路確保、交流機会の拡大、新規立地に伴う生産増加や雇用・所得の増大など、多岐多様な効果が存在すると指摘しているが、現時点では十分な精度で効果を計測し、金銭換算することが難しいため、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の項目に限って、便益を算出するとしている。そのため、道路の整備に関しては非市場財的效果を考慮せず、保守的に便益が見積もられることになる^{注3)}。

公共サービスの費用便益について、幅広く効果を見積もれば、より多様な社会的価値を考慮して政策を判断することができる。その一方で、これらの効果を狭く見積もれば、より厳格で直接的な影響だけを抽出して政策を検討することができる。両者のいずれが優れているというわけではないが、近年、公共サービスのニーズが著しく多様化しているため、その効果をどこまで考慮すべきかということを確認しなければ、必要となる根拠データ（エビデンス）も定まらない。その帰結として、求められる公会計情報の内容も不明確になってしまうことから、「活用方法がわからない」というような状況も生じてしまうのではないかと懸念される。

3. 費用便益分析の考え方

グリーンブックの考え方に従いながら、より具体的な評価方法を提示しているイギリスの費用便益分析に関するガイダンスによれば、費用には経常コストや資本コストだけではなく、無

表1 割引現在価値と内部収益率

評価指標	定義	特徴
純現在価値 (NPV : Net Present Value)	$\sum_{t=1}^n \frac{B_t - C_t}{(1+i)^{t-1}}$	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による純便益の大きさを比較できる。 ・社会的割引率によって値が変化する。
費用便益比 (CBR : Cost Benefit Ratio)	$\frac{\sum_{t=1}^n B_t / (1+i)^{t-1}}{\sum_{t=1}^n C_t / (1+i)^{t-1}}$	<ul style="list-style-type: none"> ・単位投資額あたりの便益の大きさにより事業の投資効率性を比較できる。 ・社会的割引率によって値が変化する。 ・事業間の比較に用いる場合は、各費目（営業費用、維持管理費用、等）を便益側に計上するか、費用側に計上するか、考え方に注意が必要である。
経済的内部収益率 (EIRR : Economic Internal Rate of Return)	$\sum_{t=1}^n \frac{B_t - C_t}{(1+i_0)^{t-1}} = 0$ となる i_0	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的割引率との比較によって事業の投資効率性を判断できる。 ・社会的割引率の影響を受けない。

出所：国土交通省（2004：4）。

償給付による機会費用も含まれるとされている（HM Treasury 2014:第4.2項）。したがって、チャリティ団体によるボランティアや施設提供などのように、金銭的な支出を伴わない場合であっても、サービスを提供するために不可欠となるインプットは費用として見積られるべきであるとしている。

それに対して、便益を金銭換算する際には2つの考え方がある（同:第7.15項）。すなわち、「財政的価値」は政府の財政削減額を、また「公共的価値」は経済成長や健康・福祉の改善など、経済的・社会的な便益を含めたあらゆる公共の利益を意味している。このとき、財政的価値は会計学的な考え方に基づいて見積もりが行われるのに対して、公共的価値は経済学的な考え方に基づいて金銭換算が行われる注(4)。そして、経済学的手法には、主として割引現在価値と内部収益率があり、HM Treasury（2015：55）によれば、公的部門では割引現在価値を用いることが推奨されているが、表1にみられるように日本でも、国土交通省が同様の考え方を示している。

イギリスでは、1980年に強制競争入札を導

入するなど、公共サービスの市場化を強力に推進してきたが、その行き過ぎによって様々な弊害が生じたため、近年では揺り戻しも生じている。2011年には「開かれた公共サービス白書」（HM Government 2011）が公表され、単に公共サービスの市場化を推進するのではなく、市民に対して自由に教育・福祉・医療などの公共サービスを選択する機会を与えることにより、官民を問わず、最も高いVFMを提供する主体に、公的資金が流れる仕組みをつくることを試みている。

さらに、地域の実情をよく理解しない、全国的な大規模組織が公共調達を占有するようになったという批判を受け、2013年には「公共サービス（社会的価値）法」を施行することにより、公共調達の際に経済的な側面だけでなく、多様性や地域性といった社会的な側面にも配慮することを求めている。

そして、公共サービスの多様な価値を認める一方で、その質と量を確保しながら財政削減を促進するためのひとつの手段として、一定の成果を達成した場合には報酬を支払うが、それを下回る場合には報酬が減額あるいは支払われな

表2 再犯防止プロジェクトにおける便益の算定例（財政的価値）

1年以内の再有罪判決コスト（警察・裁判等）	£	13,000
懲役刑に要するコスト（£37,000） ×再有罪判決が懲役刑をとまなう確率（40%）	£	14,800
社会奉仕刑に要するコスト（£6,000） ×再有罪判決が社会奉仕刑をとまなう確率（60%）	£	3,600
合計：1人当たり出所後1年以内の再有罪判決コスト	£	31,400

出所：Social Finance（2010：35）を加工・翻訳して筆者作成。

表3 若年者教育プログラムにおける便益の算定例（経済的価値）

学校や教育に対する態度の改善	£	700
出席率の改善	£	1,400
学校での行動の改善	£	1,300
QCF（資格認証枠組み）入門レベルの修得（中等教育以下）	£	900
最初のQCFレベル1の認証	£	1,100
最初のQCFレベル2の認証	£	3,300
最初のQCFレベル3の認証	£	5,100
新規の就労	£	3,500
就労の継続	£	2,000

出所：Metcalf & Levitt（2017：246）より抜粋・翻訳して筆者作成。

い、成果連動型契約の導入も進められている。日本でも近年、このような成果連動型契約に対する関心が高まっており、その一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の実施も試みられているところである^{注5)}。

4. 成果連動型契約の実践例

2010年にイギリスで導入された世界初のSIBは、ピーターバラ刑務所における再犯防止プロジェクトであった。短期受刑者の約8割に再犯が発生するところ、教育や職業訓練を行うことによって再犯率を低下させることができれば、警察や裁判などのコストを削減できるため、そこに民間資金を導入して介入を行う、ということがねらいとされている。

このときの便益は、表2に示すように財政的価値として、裁判や警察、刑罰などに要する費用が見積もられており、再犯者が1人減った場

合にいくら財政負担が軽減されるかを、会計学的な考え方に基づいて計算している。

それに対して、雇用年金省（DWP）が2012年に導入した、問題行動を伴う若年者への教育に関するSIBプロジェクト（イノベーションファンド）では、表3に示すように、成果指標として学習態度、出席率、学内行動の改善が挙げられており、それらを達成すれば、各々1人当たり700ポンド、1,400ポンド、1,300ポンドの報酬が上限として支払われる。また、QCFに基づく教育資格認証を修得することや^{注6)}、就労の開始や雇用の継続を達成した場合にも、それぞれに支払いが行われる。

イノベーションファンドのケースでは、ピーターバラ刑務所のように財政的価値に基づいて便益を測定するのではなく、公共的価値によってプロジェクトがもたらす便益を測定している。そして、最近では個々のプロジェクトについて、便益をその都度計算するのは非常に大き

な手間とコストがかかるとともに、技術的にも容易ではないことから、成果として予想される公共的価値の金額をあらかじめ見積もっておき、その基準に従って報酬額を支払うための「レートカード」を事業分野別に用意しておく取り組みが広がっている。

したがって、成果連動型契約導入の初期においては、財政削減を実現するために財政的価値によって便益が測定されていたが、近年ではより広い波及効果を考慮するために、公共的価値によって便益を測定するケースが増えている。このとき、公会計情報は財政的価値とより密接に結び付いているところ、主に経済分析によって算出される公共的価値とは直接的な関連性をもたない。その意味において、公会計と行政評価の間には乖離が生じており、「公会計と行政評価という異なるシステムが併用されている」（目時・妹尾 2012：127）という行政の実務担当者の実感とも合致している。

しかし、その一方でイギリスではPBRのもと、財政削減を期待できる政策の選択肢が存在する場合、公共調達の意味決定者はその採否について検討を行う責務を負っている。そのため、公会計情報は行政評価という事後的な検証だけではなく、むしろ「誰が公共サービスを提供すべきか」ということを検討するための、事前的な意思決定の判断材料としても活用されていると考えられる。

5. エビデンスに基づく政策形成の広がり

日本でも公的部門では従来から、数値評価が重視されており、それに用いる成果指標等のデータづくりに努力してきた。しかし、いくら成果指標を算出しても、結局のところそれが良

いのか悪いのか、ということが不明確であるため、期待した成果が得られなかったとしても、施策が失敗したと認められることはあまりなく、行政の無謬性とも揶揄される状況があった。また逆に、期待以上の成果が得られたとしても、厳しい財政事情のもとで、評価結果を次年度以降の予算に反映させることは難しく、必要な事業に予算がまわらない状況も生じている。

評価結果が意思決定に活用されず、適切に施策へと反映されないのであれば、形式的な評価が横行して、無用な評価疲れが生じるだけに終わってしまう。そこで、イギリスでは行政評価を取り巻くこのような弊害を回避するひとつの方策として、インパクト評価の考え方が導入されている。インパクト評価とは、介入と成果との間にある因果関係を明らかにするために、データなどのエビデンスを用いて、プログラムが介入対象に生み出した直接的な変化分を測定する評価方法である^{注(7)}。したがって、ここでいうインパクトとは一般的に用いられる「衝撃」といった意味ではなく、「影響」や「変化」という意味で用いられていることになる。

なお、小関・馬場（2016）に指摘したように、現時点ではインパクト評価に関して、標準化された評価手法が確立されていないわけではない。表4に示すように、最も信頼性が高いエビデンスを入手できるといわれている評価手法はRCT（ランダム化比較試験）であり^{注(8)}、Rangan & Chase（2015）に述べられているようにアメリカではこの方法が多く用いられているが、イギリスでは差分の差分法やコホート分析、社会実験など、幅広く多様な評価手法が採用されている。

信頼性の高いエビデンスを入手するためには、介入対象となる母集団を事前に決め、それに属する個人に生じた変化を、個票データと

表4 エビデンスの立証能力

立証能力	データの入手方法	説明
高	RCT（ランダム化比較試験）	被験者を処置群と対象群へと無作為に振り分け、両グループのアウトカムを統計学的に比較分析する方法
	差分の差分法	処置群における介入後と介入前の差と、対象群における介入後と介入前の差を比較する方法
中	コホート分析	共通の性質をもつ集団を一定期間追跡して観察する方法
	社会実験	場所や期間を限定して、新しい制度や技術などを導入して有効性や問題点を検証する方法
低	前後比較	プログラムの実施前と実施後を比較する方法
	ベンチマーキング	基準点を定め、それに対して成果がどれぐらい上昇あるいは低下したかを測定する方法
	有識者の意見	専門家や実務家によって構成される検討委員会を設置し、討議を行う方法

出所：馬場（2018：37）。

して記録できるようにしておくことが重要になる注(9)。なぜなら、インパクト評価では、介入対象に生じた「変化」を測定する必要があるが、全体の平均値などで判断すると、介入と変化との間にある因果関係があいまいになる。また、プログラムの途中で母集団に入れ替わりが生じてしまうと、測定された変化が介入によって生み出されたものか、母集団の変動によって生じたものか、わからなくなってしまうからである。

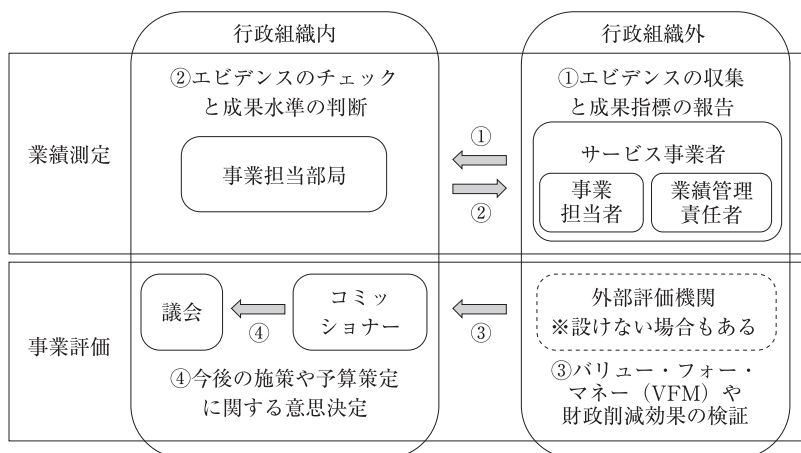
例えば、日本では2002年からゆとり教育が推進されたが、学力低下に対する批判が起こって2011年から脱ゆとり化がなされた。しかし、ゆとり教育を始めるときも、それを転換するときも、個々の生徒に生じている変化を十分に検証することなく、政策立案者が局所的に注目したエピソードに基づいて施策が決められてしまっていたような印象を受ける。しかし、ゆとり教育とは本来、単なる学力向上を目的とするものではなく、個々の生徒の自主性や人間性、創造性の向上を目指して導入された施策であり、仮に全体としての学力テストの点数が低下したとしても、10年後、20年後に付加価値の向上やイノベーションの発揮へと結び付けば、その目的は達成されたといえる。実際のところ、

そのような成果を得られたかどうかは疑問もあるが、少なくともその成果は学力テストの平均点によって評価すべきではなく、個々の生徒がその後どのように進学し、キャリアを形成していくかを追跡調査することによって検証されるべきであったと考えられる。

それに対して、表3に示したイギリスにおける若年者教育プログラムでは、事業の開始前に介入対象となるグループを特定してコホート（介入対象群）を構成し、3年間のプログラムが終了した後に、いったん学習態度の改善や出席率の向上、学校での行動改善、就労の状況といった成果を測定して報酬の支払いが決定される注(10)。そして、その後も引き続いて大学等の研究機関が参画しながら、このコホートに属した者たちの進学状況やキャリアを追跡調査することにより、どのような教育プログラムを提供することが、若者の成長にとって効果的であったのかを検証できるようになっている。

このように、まず政策目標を定め、その成果をデータなどの証拠に基づいて検証し、その後の予算見直しなどにも活かしていく政策決定の仕組みは「エビデンスに基づく政策形成」と呼ばれており、世界的に関心が高まっているとこ

図1 イギリスにおけるインパクト評価の流れ



出所：馬場（2018：35）。

ろである。そして、エビデンスに基づく政策形成において費用対効果を分析するための基礎データとして、公会計を通じて得られるコスト情報が不可欠となっているのである注10。

6. コミッショナーの役割

エビデンスに基づく政策形成を機能させるためには、インパクト評価などにより測定された成果を、次年度以降の事業や予算の見直しに活用してPDCAをいかに機能させるか、ということが重要になる。しかし、日本の公的部門では事業の担当部局が必要となる予算を見積もり、その予算が妥当かどうかを財政部局が査定することによって、予算（インプット）に基づいた事前的な統制が行われている。その結果として、厳しい財政事情のもとで予算配分の査定は厳しさを増しており、既存の事業を維持することで精一杯な状態におちいってしまい、新しい施策を提案することが困難になってしまっている。

それに対して、イギリスでも当然のことながら、予算による事前統制は行われているが、議

会によって承認された予算の枠内で、どのような事業に資金配分をするかは、公共調達責任者であるコミッショナーに裁量を与えられている。そのため、コミッショナーは議会からの選任を受け、担当する公共サービス分野に関してプロジェクトの企画や評価、モニタリングを実施する権限を有する。そして、コミッショナーは担当分野の成果（アウトカム）に対する責任を負うとともに、議会への報告が求められることによって、事後的な統制も図られているのである注12。

したがって、イギリスの公共調達におけるインパクト評価の流れについて一例を示すと図1のようになる。このとき、事業を直接担当するサービス事業者が提出したエビデンスを行政の事業担当部局が確認し、成果連動型契約が結ばれている場合には支払いの可否が判断されるが、ここで実施された評価の結果が、必ずしも次年度以降の予算策定に反映されるわけではない。なぜなら、この段階で実施される評価は、プログラムが当初目標とした成果水準を満たしているかどうかを判断する業績測定に相当するものである。

それに対して、コミッショナーは必要に応じて自ら、あるいは外部評価機関に依頼して、事業の担当部局とは独立した立場から、VFMの観点に基づいて成果指標をモニタリングし、期待される政策目標が達成されたかどうかを検証する。そして、コミッショナーはこのような事業評価を行うことにより、戦略的に政策を見直しながら、評価の結果を次年度以降の予算へと反映させていくことが可能になるのである。

イギリスで新しい公共調達の方法が数多く提案されているのは、コミッショナーに与えられている裁量の幅が大きく、リスクを取って新しいことに挑戦できる環境が整えられていることにあると考えられる。ただし、その分だけ成果に対する責任が明確化されており、エビデンスを集めて議会へと適切に報告することが、コミッショナーには求められることになる。

それに対して、日本の公的部門にはコミッショナーと同等の仕組みは導入されておらず、成果に対する権限と責任があいまいになっている部分があると考えられる。公会計情報を活用しながら、公共サービス改革を推進するためには、それに応じた予算配分の権限を見直すとともに、成果に対する責任の所在を明確にすることによって、費用便益分析を含めた行政評価を有効に機能させることが重要になる。

7. おわりに

イギリスにおける公的部門のマネジメントは、NPMからNPGへと変化してきたといわれる(石原 2013)。すなわち、公的部門に市場原理を導入し、競争に基づくコスト削減を指向するニュー・パブリック・マネジメントから、利害関係者が参画し、協働に基づきながら社会的価値を最大化するニュー・パブリック・ガバ

ナンスへという流れである。そして、このとき公共サービスが生み出す価値の測定は費用便益分析によって行われるが、費用については会計学的な考え方に基づく財政的価値や機会費用によって測定され、便益については経済学的な考え方に基づく公共的価値によって測定されるようになってきている。

このような費用便益の分析を機能させるためには、公会計によってもたらされるコスト情報や、便益の金銭換算に用いるための基礎データが不可欠となる。そのため、イギリスでは取り立てて「公会計情報の活用」を強調しなくても、コミッショナーや事業担当部局が日々の意思決定やモニタリングにおいて、公会計情報を利用している状況が見受けられる。

なお、日本でも成果連動型契約に対する政府や地方公共団体の関心が高まっているが、担当する事業分野について、事業内容や予算配分を決定する権限と責任を与えられたコミッショナーのような存在がないため、イギリスのやり方をそのまま導入しても、うまく機能しない可能性がある。そして、このような状況下では、いくら精緻な公会計情報を作成しても、宝の持ち腐れになってしまう恐れもある。

イギリスでは、財務監査だけではなく、3E監査やVFM監査なども以前から積極的に取り組まれており(吉見 2001)、近年では予算(インプット)による事前統制だけではなく、成果(アウトカム)に基づく事後統制も重視されるようになってきている。公会計情報を資金使途の説明責任として用いるだけでなく、意思決定のPDCAサイクルへと組み込むためには、施策に関する意思決定者の権限を整備するとともに、成果に対する責任を明確化することが重要になると考えられる。

- 注(1) 山崎 (2006 : 34) によれば、グリーンブックに法的拘束力はないが、実際のプロジェクト評価はこれに準拠して行わなければならないという意味で、イギリス国内ではオーソライズされたものとして理解されているということである。
- 注(2) PBR は成果連動型契約と訳されることもあるが、単なる成果報酬ではなく、民間事業者が公共サービスを提供することにより、財政削減を達成できるのであれば、その節約額の範囲内で民間事業者に対して、公的資金を支出することを認めるというものである。すなわち、PBR は「成果が出たら支払う」という契約条件ではなく、「成果を出せる主体に任せる」という公共調達全体のスキームを意味している。
- 注(3) ただし、現実には費用の過小評価あるいは便益の過大評価により、必要性の低い道路等をつくる問題が生じている。朝日新聞デジタル (2018) によれば、国交省や農水省、厚労省等が2010年度から2017年度までに実施した532事業のうち、総務省が各省庁の評価に疑義を呈したケースが127件あり、将来の人口減少を考慮せずに事業効果を水増しする、維持管理費を無視して費用を過小評価する、といったことが行われていたと指摘されている。
- 注(4) ただし、個別具体的な費用便益の算定方法は定められていないため、実際の見積もりや活用については、後述する公共調達責任者 (コミッションナー) の判断に委ねられているのが実情である。
- 注(5) SIB は投資家が拠出した資金を用いて民間のサービス事業者が公共サービスを提供し、一定以上の成果が認められれば、行政から投資家に対して元利金が支払われるという成果連動型契約の一種である。例えば、神戸市では2017年から2020年の予定で、糖尿病性腎症等の重症化予防に関するSIBプロジェクトが導入されており、生活習慣の改善等の介入を行うことによって、腎機能の低下を防止することに取り組んでいる。
- 注(6) 谷口 (2010) によれば、QCF (Qualifications and Credit Framework) の入門レベルは、基礎的な学力や能力にかなり不安のある者が、資格取得に向けた学習や、生活のスキル及び自信を向上させるという水準であり、レベル1~2は義務教育修了、レベル3は後期中等教育修了に相当するということである。
- 注(7) 日本でもインパクト評価への関心が高まっており、内閣府 (2016:2) では社会的インパクトを「短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム」と定義している。
- 注(8) RCT は、従来から医薬分野で標準的に用いられてきた評価手法であり、母集団からランダムに抽出したグループを2つに分けて、一方には新薬を、もう一方には偽薬を適用し、薬の効果を純粋に比較検証することが行われている。ただし、公共サービスにRCTを適用すると、サービスを受ける者と受けない者が生

じるため、公平性を損なうという批判もある。

- 注(9) 事前に介入対象者の範囲とデータの入手方法を決めておくことは、クリームスキミング (成果が出やすい対象者だけを集める) やチェリーピッキング (都合のよい成果だけを抽出する) を防止するうえでも重要になる。例えば、ホームレス支援のSIBプロジェクトでは、ロンドン市内を巡回して個々のホームレスの情報を継続的に記録し、2年間に6回以上発見された416人を介入対象としてコホートを構成している (馬場 2016 : 272)。
- 注(10) イノベーションファンドでは、報酬の支払いを決定するための定量的な評価だけではなく、事業担当部局、投資家、中間支援組織、サービス事業者、プログラムに参加した若者などに対するインタビュー調査を行うことにより、プログラムの有効性を定性的に評価する取り組みが行われている (Thomas & Griffiths 2014)。
- 注(11) イギリスにおける公会計情報は、原則としてIFRSに基づきながら、公的部門に特有な点については必要な調整を加えることによって作成されている。
- 注(12) 例えば、マンチェスター市のコミッションナー事務局には50名ほどが所属しており、各事業の担当部局からは独立しながら組織横断的な監視・評価を行う「センター・オブ・エクセレンス」としての役割を担っている。そして、数人のコミッションナーが各分野を分担することにより、コミッションング・ハブとしての機能を果たしている (馬場 2018 : 34)。

〈参考文献〉

- 朝日新聞デジタル (2018) 「公共事業評価、4分の1に問題 効果水増し、費用過小に」2018年4月23日号。
- 馬場英朗 (2016) 「ソーシャルインパクト・ボンドにおけるインパクト評価」塚本一郎・金子郁容編著『ソーシャルインパクト・ボンドとは何か—ファイナンスによる社会イノベーションの可能性』(第11章)、ミネルヴァ書房、260-278頁。
- 馬場英朗 (2018) 「インパクト評価は公共サービスの質を改善するか?」『関西大学商学論集』63巻、2号、31-41頁。
- HM Government (2011) “Open Public Services White Paper”.
- HM Treasury (2003) “The Green Book : Appraisal and Evaluation in Central Government”.
- HM Treasury (2014) “Supporting Public Service Transformation : Cost Benefit Analysis Guidance for Local Partnerships”.
- HM Treasury (2015) “Public Sector Business Cases Using the Five Case Model : Green Book Supplementary Guidance on Delivering Public Value from Spending Proposals”.
- HM Treasury (2018) “The Green Book : Central

- Government Guidance on Appraisal and Evaluation”.
- 石原俊彦 (2013) 「自治体の内部統制と監査機能の充実—ニュー・パブリック・ガバナンスとは」『国際文化研修』79号、6-10頁。
- 国土交通省 (2004) 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」。
- 国土交通省 (2009) 「仮想的市場評価法 (CVM) 適用の指針」。
- 国土交通省 (2018) 「費用便益分析マニュアル」道路局都市局。
- 小西砂千夫 (2014) 「新地方公会計の推進とその文脈」『都市とガバナンス』21号、42-48頁。
- 小関隆志・馬場英朗 (2016) 「インパクト評価の概念的整理とSROIの意義」『ノンプロフィット・レビュー』16巻、1号、5-14頁。
- Metcalf, L. & Levitt, A. (2017) “Outcomes Rate Cards : A Path to Paying for Success at Scale”, Federal Reserve Bank of San Francisco and Nonprofit Finance Fund, *What Matters : Investing in Results to Build Strong, Vibrant Communities*, pp.242-250.
- 日時壮浩・妹尾剛好 (2012) 「公会計・行政評価情報の行政経営への活用に向けた課題—混合研究法に基づく考察」『原価計算研究』36巻、2号、115-129頁。
- 内閣府 (2016) 「社会的インパクト評価の推進に向けて—社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について」社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ。
- Rangan, V. K. & Chase, L. A. (2015) “The Payoff of Pay-for-Success”, *Stanford Social Innovation Review*, Fall 2015, pp.28-39.
- Social Finance (2010) “Towards a New Social Economy : Blended Value Creation through Social Impact Bonds”.
- 総務省 (2016) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類等活用の手引き」。
- 総務省 (2018) 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査 (平成30年3月31日時点)」。
- 谷口雄治 (2010) 「英国のNVQからQCFへの経過と背景について」『職業能力開発研究』28号、1-14頁。
- Thomas, A. & Griffiths, R. (2014) “Innovation Fund Pilots Qualitative Evaluation : Early Implementation Findings”, Department for Work & Pension, Research Report no.880.
- 山崎治 (2006) 「公共事業の事前評価」『レファレンス』56巻、2号、25-46頁。
- 吉見宏 (2001) 「監査論の視点から見た会計検査と行政評価」『会計検査研究』23号、101-109頁。
- (付記) 本稿は関西大学経済・政治研究所第229回産業セミナーの報告内容に加筆修正したものである。なお、本稿は2017年度関西大学在外研究、JSPS科研費(16K04021)及び文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成による研究成果の一部である。